

# 人工知能は 特許の発明者に なれるのか？

創作は人間の一種の精神活動の表現や結果であり、その性質によって異なる知的財産法で保護される場合がある。例えば、創作物が「台湾専利法」の定める要件を満たしている場合、発明者は法に基づき、特許、実用新案または意匠を出願し、特許権、実用新案権または意匠権を取得することができる。そして発明者、実用新案考案者または意匠創作者は、それに関する氏名表示権を享有する。しかし特許、実用新案または意匠出願に係る創作物が、人間により完成されたものではない場合は、その状況は変わるのだろうか。

前述の特許出願については、20年に欧州特許庁、英国知的財産庁、米国特許商標庁が「発明者の住所と氏名の不備」、「発明者は自然人でなければならない」などの理由により、相次いでその出願を却下または拒絶。日本特許庁は前述の特許出願について決定を下していないが、日本の特許法には「特許出願に当たっては発明者の氏名を記載しなければならない」とはっきりとした条文があると同時に、前述の5大特許庁のコンセンサス「発明者は自然人でなければならない」とされていることに基づき、特許出願は日本で審査を通過することは難しいと考えられる。台湾の智慧財産局は、特許出願に関して「発明者の氏名の不備」の理由により却下処分を下した。特許出願者は却下処分を不服として、行政訴訟を提起しており、現在、本件は智慧財産法院で審理中である。

## トリュフと豚の理論

上述の案件は確かに各界の議論や逆の立場から顧みる考えを引き起こしている。例えば、論者が提起している「トリュフと豚の理論」である。豚はトリュフを発見するために使う知的動物であり、発見されたトリュフは飼い主の財産であり、飼い主のトリュフに対する権利の主張不可は認められていない。また、人工知能は創作に従事することが可能な知的工具であるが故に、

## 「発明者は自然人」

人工知能は目下、最も注目を浴び、応用範囲の最も広い新技術の一つとなっている。2018年10月から英国人の Stephen L. Thaler は、人工知能が特許の発明者になれるか否かについて、各国の特許当局の態度を見極めることを目的に人工知能システム「DABUS」を発明者として、世界各国で特許を出願した。その実、各国の規定に加えて、世界の5大特許庁（米国特許商標庁、欧州特許庁、日本特許庁、韓国特許庁、中国国家知識产权庁）が行った18年の円卓会議では、「発明者は自然人でなければならない」というコンセンサスを得ていた。

この類の創作物に対する特許出願の権利に影響を与えるべきではないと考えられている。従って、発明者、実用新案考案者、意匠創作者は自然人に限定すべきではないのか？ こうした創造物の特許出願権と特許権は誰に属すべきか？ 人工知能は、みなし規定で法人格を取得することができるか？ などの話題は広く議論されている。この新たな議題はいずれも現行の法制度への挑戦を反映しており、今後の展開を注目する価値がある。



作者  
**徐瑞毅** 弁護士  
(Ray Hsu)  
台湾大学バイオ科学大学院修士と同大学法学士の学位を有する台湾の弁護士。専門分野は知的財産法、不正競争防止法、営業秘密法、及び薬事法など。台北弁護士公会の特許法委員会の委員を担当している。



訳者  
**黄仁宜** 弁護士、弁理士  
(Roam Huang)  
成功大学電気工学大学院修士と学士の学位を有する台湾の弁理士、弁護士。専門分野は知的財産法、不正競争防止法、営業秘密法、電信規制。台湾弁理士会のコンピュータソフトウェア実務委員会の委員を務めている。